横浜市における障害福祉の現状

●横浜市の障害福祉のあゆみ

まだ横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向がくしゅうかい おこな ちいきくんれんかい けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、 はいちょうがい を まいまとが、 しょうがい を まいまとが は として、 はいちょう は せいじん あと かよ にっちゅうかつどう ば ちいきさぎょうしょ でつくっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつく かつどう ささ たいき く たいき く たいき なさ く かっとう ささ なてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくことになります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが 難 しくなっていきました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住 民も交え、 はしまうがいしゃちいきかつどう ば もう ちいきじゅうみん まじていきました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住 民も交え、 はしましまうがいしゃちいきかつどう 「横浜市障 害者地域活動ホーム」(以下「地活ホーム」という。)の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に | か所目が建設されてから、平成6年には23か によ ひろ 所にまで広まります。

しゃかいしげん しょうがい ひと 障 害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけ ではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに 伴 って、地活ホームに求められ しょうがいふくし きょてん やくわり ちいきかつどう る役割も、地域活動の場だけではなく、 障 害 福祉の拠点といえるようなものが必要とさ れるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、 やかん かいじょ みまも じぎょう きのう 夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型 たかっ でんかん ぎょうせい たいわ なか すす 地活ホーム」への転換が、行 政との対話の中で進められていくことになります。さらに、 ちかつ じしゅてき うんえい ささ よこはまし へいせい ねん ぎょうせいしさく 地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、 きのうきょうかがたちかつ じぎょう しせつ きぼ かくだい しゃかいふく しほうじんがたち かつ 機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」 きのうきょうかがたちかつ てんかん しゃかいふくし の各区 I 館設置を進めていくことになります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉 ほうじんがたちかっ せっち へいせい ねん かんりょう しょうがい ひと ちいきせいかつ 法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活 きょてん きのう を支える拠点として機能しています。

 や地域住民が集まって活動をすることも多くありました。そうした活動などをきっかけしょうきぼ しょうがいふくし せんもんせい たか しゃかいふくしほうじん かずおお た あとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたほうじん ちいき かつどう ささ ころした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体 障 害児・者や知的 障 害児・者だけでな せいしんしょうがいしゃ おな ひろ せいしんほけんふくしぶんや かくくやくしょく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に せんにん はいち いりょう ちゅうしん かぞくかい た 専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、 ほったん ぎょうせい しゅどうてき よこはましせいしんしょうがいしゃち い きさぎょうしょ 発端は行 政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障 害 者地域作業所」 いか せいしんしょうがいしゃちぃきさぎょうしょ (以下「精神障害者地域作業所」という。)やグループホームの設置など、地域で生活 かぞくかい ふく ちいき にな て ぎょうせい はや じき するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行 政とともに早い時期から取り組ん しゃかいふっき ばしょ しないはつ せいしんしょうがいしゃちいきさぎょうしょ しょせっち でいきます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置された しゃかいふっき そくしん ほうてき いちづ ねん まえ のは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置付けられる5年ほど前のことでした。 まいき かつどう かっぱつ しゃかいふくしほうじんがたちかつ せっち む うご 地域での活動が活発になるにしたがって、社会福祉法人型地活ホームの設置に向けた動 とうよう せいしんしょうがいしゃ ちぃき いばしょ ちぃきかつどう きょてん ひつようきと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになり へいせい ねん せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ ささ きょてん かくく よこはましせいしんます。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神 しょうがいしゃせいかつしえん せっち で 者 生活支援センター (以下「生活支援センター」という。)が設置されていくことと へいせい ねん かくく かんせっち かんりょう せいしんしょうがいしゃ じゅうじつ しえん なります。 平成25年には、各区 I 館設置が完 了し、精神障害者への充実した支援を 行ってきています。

まんれん くに さだ せいど よこはましどくじ じぎょう しょうがいふくし 近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充足 してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまうことも多々あります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきています。今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

でと せいかつ ささ ぎょうせい やくわり いっぽう よこはまし しょうがいふくし さら そうした人たちの生活を支えるのが行 政の役割である一方、横浜市の障 害福祉を更 たいわ きょうどう ひつようふかけっ に良いものにしていくためには、対話・協 働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやそのかぞく しえんしゃ ちいきじゅうみん ぎょうせい きょうりょく 家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策をともに考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いていくこと、これまで続けてきた協働の歩みを止めず進めていくことが、行政に求められていると考えています。

2将菜にわたるあんしん施策

でいたくしんしんしょうがいしゃてあて しょうがい ひと ざいたくふくし 「在宅 心身 障 害 者 手当」とは、 障 害 のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかっしょうか ねん せいど ねんいじょうけいか なか しょうがい きそ ねんきん た昭和 48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、 障害 基礎年金の ちいきさぎょうしょ ちかっ ざいたくふくし 創設 やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービス じゅうじっ が 充 実 してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市 はまうがいしゃ しさくすいしんきょうぎかい さいたくしんしんしょうがいしゃ てあて かた はな あ かさ にまるくちょうさ がままな で在宅 心身 障害 者手当のあり方 について話し合いを重ね、ニ はあくちょうさ おこな けっか こじん しきゅう てあて しょうがいしゃ このある人や かぞく おお せつじつ もと おやな あと せいかつ あんしん しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか 家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化 たいおう ちいきせいかつ ちんせん こま たいおう などの必要 な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、とく しゅうよう きんきゅう おも かだい にんしき しめ けん で 緊急 と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策ではたい きほんてきしてん とら さまざま しさくてんかい はか 全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の ちいきせいかつ ささ 地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。



「障害」の表記について

「障害」という言葉は、ほかにも、ひらがなを使った「障がい」、当用 かんじしょういぜん ひょうき 漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という 考えがもとになっているようです。

しょうがい ひと しゃかいてき ふ り げんいん しょうがいしゃこ じん しんたいのうりょく 障 害のある人が社会的に不利になる原因が「障 害者個人の身体能力・ きのう しょうがい かんが かた いがく しゃかい こうぞう しゃかい 機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会 しゃかい こうぞう しゃかい てき しょうへき もんだい かんが かた しゃかい 的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれていま きょうせいしゃかい じつげん む じゅうよう かんが かた しょうがいしゃ 「障 害者を取り巻く す。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、 しゃかい がわ ぶつりてき しんりてき かべ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、 日 常 生活や社会生活を だく ししょう とら たと くるま つか ひと 送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、 車 いすを使っている人 ひと しょうがい ひと しんたい 「その人に障害があるから」とその人の身体 が段差を上れないときは、 のうりょく ちゃくもく 能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の とら 側の課題として捉え、 考 えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害の ある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。というのも、書き方を変えることで、生活をする上での支障がもう無くなったかのように思われることを心配しているためです。そこで、横浜市では、今後も、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めるこしゃかい しょうがい しょうへき かいしょう さまざま しさく すすとで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

3各障害手帳等統計の推移

(1) 障害者手帳所持者数

はこはましはっこう かくしょうがいしゃてちょう しんたいしょうがいしゃてちょう あい てちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃ 横浜市発行の各障害者手帳 (身体障害者手帳・愛の手帳 (療育手帳)・精神障害者ほけんふくしてちょう れいわ ねんど がつまつじてん しょじしゃすう ごうけい やく まん せんにん ょこはましぜんたい保健福祉手帳)令和4年度3月末時点での所持者数の合計は、約18万 | 千人(横浜市全体じんこうひ人口比で4.8|パーセント)となっています。

でいせい ねんど やく まん せんにん いけんざい やく まん せんにんぞうか 平成29年度は、約16万3千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したというこ できつかりつやく とになります(増加率約10.9 パーセント)。 表 1 からも年々取得者数が伸びていることが かります。

また、表 2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年は さく でいど すいい じんこうぞうかりっ おお しょうがいしゃてちょう かく かた わりあい ふ こんご こうれいか しんてんとう 所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も高齢化の進展等ともあいまって、しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう わりあい ふ まいそく 障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。



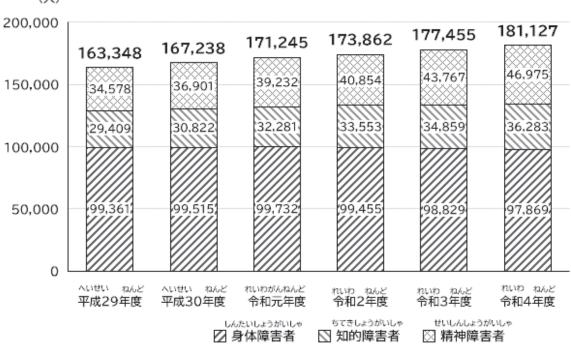
ひょう よこはましじんこう しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう ひかく表 1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

かくねんど がつまつじてん よこはましじんこう よく がつ にちじてん いかどうよう にん (各年度の3月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。以下同様)(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
よこはましじんこう 横浜市人口	3,731,706	3,741,317	3,753,771	3,775,319	3,768,363	3,768,664
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975
てちょうしょじしゃぜんたい 手帳所持者全体	163,348	167,238	171,245	173,862	177,455	181,127
ょこはましじんこう 横浜市人口における						
しょうがいしゃてちょう 障害者手帳	ぱーせんと 4.38 %	ぱーせんと 4.47 %	ぱーせんと 4. 56 %	ಚೆ-ಆんと 4.61 %	ಚೆ-ಆಗಿと 4.71 %	ಚೆ-ಆんと 4.81 %
しょじしゃすうわりあい 所持者数割 合						

ず しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう 図1 障害者手帳所持者数



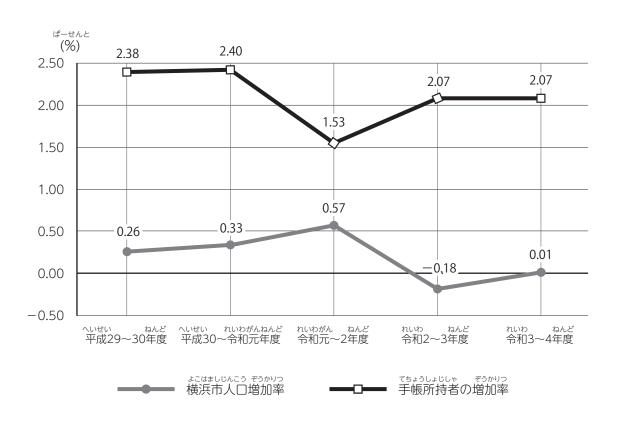


できる。 よこはましじんこう しょうがいしゃてきょうしょじしゃ ぞうかすう ひかく 表 2 横浜市人口と障害者手帳所持者の増加数の比較

	にん	,
1	Y)
1	ハ	. /

					() ()
	平成29~	平成30~	れいわがん 令和元 ~	れいわ 令和2 ~	れいわ 令和3 ~
	ネいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	aんど 2年度	aんど 3年度	ねんど 4年度
よこはましじんこうぞうかすう 横浜市人口増加数	9,611	12,454	21,548	∆6,956	301
ぞうかりつ (増加率)	ಡೆ−±んと 0.26 %	ぱーせんと 0.33 %	ಡೆ−ಆんと 0.57 %	ಡೆ−ಆんと △0.18 %	ಡೆ−ಆんと 0.01 %
てちょうしょじしゃ ぞうかすう 手帳所持者の増加数	3,890	4,007	2,617	3,593	3,672
ぞうかりつ (増加率)	ぱーせんと 2.38 %	ぱーせんと 2.40 %	ಡೆ−せんと 1.53 %	ಡೆ−ಆんと 2.07 %	ಡೆ−ಆんと 2.07 %

型2 障害者手帳所持者の増加率



しんたいしょうがい (2) 身体障害

り体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となって したいふじゅう じょじょ げんしょう います。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は横ばいあるいは少しずつ増加 しています。

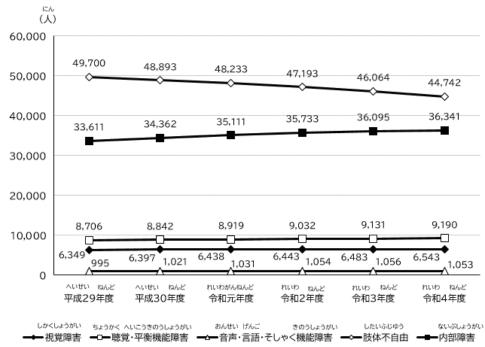
年齢ごとに見ると、「I8歳未満」は微減、「I8歳から65歳未満」は横ばいです。65歳 いじょう にんずう れいわ ねんど いこうげんしょう てちょうしょじしゃ やく 以上の人数は令和2年度以降減 少しているものの、手帳所持者の約70 パーセントを占めています。

ひょう しんたいしょうがいしゃてちょう しょうがいしゅべつすいい表3 身体障害者手帳 障害種別推移

かくねんど がつまつじてん にん 各年度3月末時点(人)

	並成29年度	並成30 年度	和元年度	令和2年度	令和3年度	和4年度
しかくしょうがい 視覚障 害	6,349	6,397	6,438	6,443	6,483	6,543
ちょうかく・へいこうきのうしょうがい聴覚・平衡機能障害	8,706	8,842	8,919	9,032	9,131	9,190
おんせい げんご 音 声・言語・ きのうしょうがい そしゃく機能 障 害	995	1,021	1,031	1,054	1,056	1,053
したいふじゆう 肢体不自由	49,700	48,893	48,233	47,193	46,064	44,742
ないぶしょうがい 内部 障 害	33,611	34,362	35,111	35,733	36,095	36,341
けい 言十	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869

図3 身体障害者手帳 障害種別推移

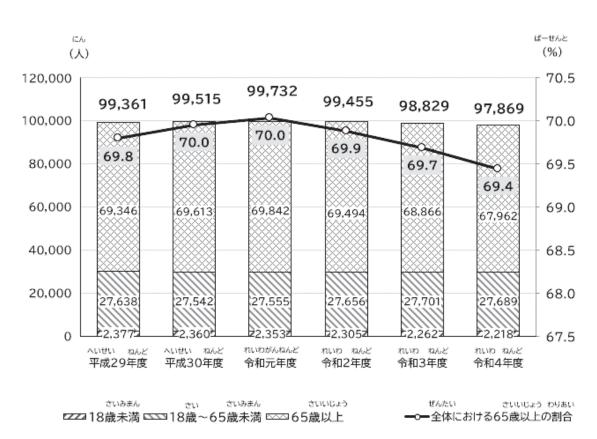


ひょう しんたいしょうがいしゃてちょう ねんれいべつすいい表4 身体障害者手帳 年齢別推移

かくねんど がつまつじてんにん 各年度3月末時点(人)

	・ ・中成29年度	ネルサル ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	2,377	2,360	2,353	2,305	2,262	2,218
さい さいみまん 18歳~65歳未満	27,638	27,542	27,555	27,656	27,701	27,689
さいいじょう 65歳以上	69,346	69,613	69.824	69,494	68,866	67,962
けい 計	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
ぜんたい 全体における さいいじょう わりあい 65歳以上の割合	ಡೆ-ಆಗ್ರಿ 69.8 %	ಡೆ-せんと 70.0 %	ಡೆ-せんと 70.0 %	ಡೆ−せんと 69.9 %	ಡಿ−ಆಗಿ≿ 69.7 %	ぱーせんと 69.4 %

が しんたいしょうがいしゃてちょう ねんれいべつすいい 図4 身体障害者手帳 年齢別推移



ちてき しょうがい (3) 知的障害

が、てちょう りょういくてちょう しょじしゃすう ねんかん 愛の手帳(療 育手帳)の所持者数は、5年間で20パーセント以上、7千人近く増えなか びー てちょう しょじ ひと ぞうかすう せん ひゃくにん いじょう ています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数が、4千6百人以上となって ぜんたい ぞうかすう やく おお し おり、全体の増加数の約68パーセントと多くを占めています。

全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

ひょう あい てちょう しょうがいていどべつすいい と表 5 愛の手帳 障害程度別推移度

かくねんど がつまつじてん にん 各年度3月末時点(人)

	へいせい ねんど 平成29 年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
^{えー} A1	5,209	5,340	5,498	5,609	5,773	5,864
^{えー} A 2	5,140	5,222	5,300	5,395	5,490	5,614
び- B1	6,296	6,556	6,724	6,915	7,162	7,342
びー B 2	12,764	13,704	14,759	15,634	16,434	17,463
けい 言十	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

図5 愛の手帳 障害程度別推移度

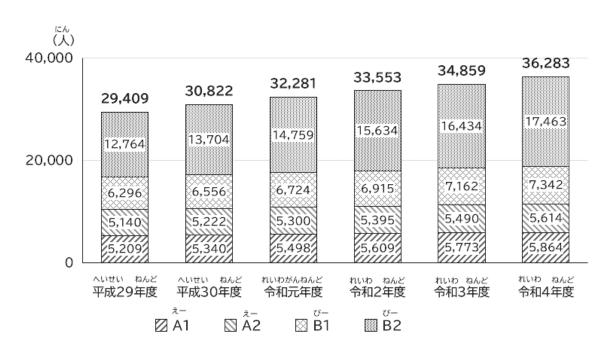
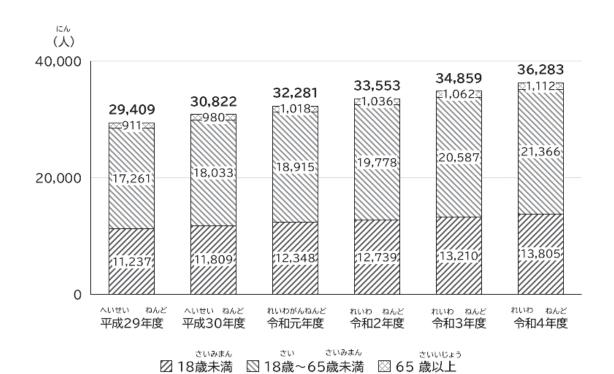


表6愛の手帳所持者数 年齢別推移

かくねんど がつまつじてん にん 各年度3月末時点(人)

	ネル世以 ねんど 平成29年度	ネル世以 ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	11,237 ぱーせんと	11,809 ぱーせんと	12,348	12,739	13,210	13,805
	38.2 %	38.3 %	38.3 %	38.0 %	37.9 %	38.0 %
さい さいみまん	17,261	18,033	18,915	19,778	20,587	21,366
18歳~65歳未満	ぱーせんと 58.7 %	ぱーせんと 58.5 %	ぱーせんと 58.6 %	ぱーせんと 58.9 %	ぱーせんと 59.1 %	ಡೆ−ಕ್ಗು≿ 58.9 %
さいいじょう	911	980	1,018	1,036	1,062	1,112
65歳以上	ぱーせんと 3.1 %	ぱーせんと 3.2 %	ぱーせんと 3.2 %	ぱーせんと 3. 1 %	ぱーせんと 3.0 %	ಡೆ−ಕ್ಗುと 3.1 %
けい 計	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

ず あい てちょうしょじしゃすう ねんれいべつすいい 図 6 愛の手帳所持者数 年齢別推移



せいしんしょうがい (**4) 精神障害**

#はいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しょじしゃすう ねんかん まんにんいじょうぶ ぞうかりつ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、5年間で | 万人以上増えていて、その増加率 とく ぞうか せんたい ぞうかすう やく は約36パーセントです。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約62パーセントとなっています。

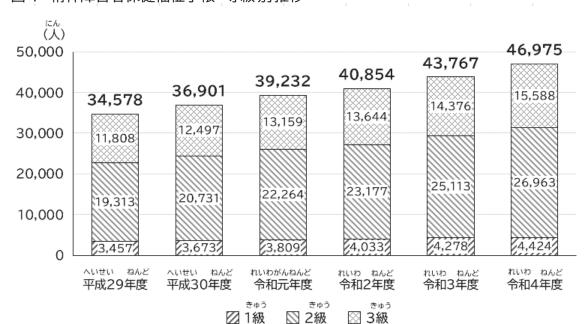
#ルルれい み でちょうしょじしゃすう すべ #ルれいそう ふ ぞうかりっ 年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、とく さいみまん ばいちか ふ 特に 20歳未満は 2 倍近くに増えています。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療(精神通院医療)の受給者数は、令和4年度で約7万3千人となっています。通院を継続しながら生活を保てている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像を捉えきれないことを認識しておく必要があります。

かくねんど がつまつじてん にん 各年度3月末時点(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	ネル世以 ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
きゅう 1 級	3,457	3,673	3,809	4,033	4,278	4,424
きゅう 2 級	19,313	20,731	22,264	23,177	25,113	26,963
きゅう 3 級	11,808	12,497	13,159	13,644	14,376	15,588
けい 言十	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

ず せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう とうきゅうべつすいい 図 7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移



	へいせい ねんど 平成29年度	で成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん	1,021	1,150	1,341	1,511	1,705	1,998
20歳未満	ぱーせんと 3.0 %	ぱーせんと 3.1 %	ぱーせんと 3.4 %	ぱーせんと 3.7 %	ぱーせんと 3.9 %	ぱーせんと 4.2 %
さい さいみまん	28,523	30,428	32,246	33,494	35,908	38,505
20歳~65歳未満	ぱーせんと 82.5 %	ぱーせんと 82.5 %	ぱーせんと 82.2 %	82.0 %	82.0 %	82.0 %
さいいじょう	5,034	5,323	5,645	5,849	6,154	6,472
65歳以上	ぱーせんと 14.6 %	ぱーせんと 14.4 %	ぱーせんと 14.4 %	14.3 %	ಚ–ಆನಿと 14.1 %	ಚ−±んと 13.8 %
けい 言十	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

図8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移



(5) 発達障害

はったつしょうがいどくじ しょうがいしゃてちょう な ちてきしょうがい ともな ばあい あい てちょう ちてきしょうがい 発達 障 害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害 ともな はあい せいしんほけんふくしてちょう こうふまた りょうほう こうふ う を 伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがありいっぽう いし しんだん う しょうがいしゃてちょう しゅとく ひとます。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいることかしょうがいしゃでちょうしょじしゃすう はったつしょうがいじゃ しゃ にんずう はあく こんなんら、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。

はったつしょうがい かん そうだんけんすう しんだんけんすう すいい すいそく あき とはいえ、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに ずかけいこう かんが はったつしょうがい しんだん う ひと 増加傾向にあると考えられます。また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や かぞく はったつしょうがい き づ ひと すく な ちてきしょうがい 家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害 が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを かか しょうがいふくしぶんや そうだんまどぐち おお げんじょう 抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことも多いのが現状で っこうした人たちをどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

きょうど こうどう しょうがい (6) 強度行動障害

たいしょうしゃすう せいかく はあく とうけい こうどうじょういちじる こんなん 対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上 著 しい困難があるとされ しょうがいしえんくぶんにんていちょうさ こうどうかんれんこうもく てんいじょう ひと れいわ ねん がつじてん やくる、障害支援区分認定調査の行動関連項目が 10点以上の人は、令和3年4月時点で約 せん ひゃくにん 3千6百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいるため、 じっさい さら おお かんが 実際には更に多いと考えられます。

きょうどこうどうしょうがい おお しょうがいとくせい りかい てきせつ しえん おこな げんしょう 強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、減少し、 せんもんてき じんざいいくせい 安定した生活を送ることができるとされています。そのためには、専門的な人材育成やしえんたいせい ひつよう しさく けんとう ひつよう たいしょうしゃ ぜんたいぞう はあく 支援体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること したい おずか りかどい 自体が難しいことも課題となっています。

(7) 医療的ケア

いりょうてき じ しゃ にちじょうてき いりょうてき ひっよう ひと しょうがいしゃてちょう も 医療的ケア児・者(日常的に医療的ケアを必要とする人)は、障害者手帳を持って ひと とうけいじょう にんずう はぁく いない人もいるため、統計上、人数が把握できていないのが現状です。

国の調査によれば、令和3年度には日本全国で約2万人と推計されています。これは、へいせい ねんど ひかく はい ふ はいさん ないはい ねんど ひかく でんていど やく ばい ふ けいさん ないはい かく でんていど やく ばい ふ けいさん ないはまして 中人 17年度と比較すると、15年程度で約2倍に増えているという計算になります。横浜市やく せん ひゃくにんていど たいしょうじ しゃ すいけい せいかく にんずう はあく では、約1千5百人程度が対象児・者だと推計しています。正確な人数は把握できていいりょうぎじゅつ しんぽ そうかけいこう まちが かんが ませんが、医療技術の進歩などにより、増加傾向にあるのは間違いないと考えています。

なんびょうかんじゃ (8) 難病患者

しょうがいしゃそうごうしぇんほう しょうがいしゃ はんい なんびょうとう くわ たいしょう なんびょう 管 害 者 総合支援法では、 障 害 者の範囲に、 難 病 等を加えました。 対 象 となる 難 病 しっぺい れいわ ねん がつじてん は、366疾病です(令和 3 年11月時点)。

このことにより、症状が変わりやすいなどの理由で身体障害者手帳を取得することがせいと たにま ひと しょうがいふくし りょう できず制度の谷間にあった人が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。 とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう じょじょ ふ しょうがいふくし 特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービ なんびょうとうかんじゃすう こうりょ なんびょうとうかんじゃすう こうりょ なんびょうとうかんじゃすう こうりょ なんびょうとうかんじゃすう こうりょ すす ひつよう スの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

 δ とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう すいい 表 9 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数 推移

かくねんど がつまつじてん にん 各年度3月末時点(人)

並成29年度	空成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいカーねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
22, 573	23,748	24, 145	26, 579	26, 905	27, 984